

以前お話した「グレーボーン金利」で設定された金利で返済をしていたお金が、

払いすぎていたお金、「過払い金」です。払いすぎていた金利なので、当然請求し取り戻すことができます。年利20%以上で、5年以上返済を続けている場合は、

過払い金が発生している可能性があります。

①今利用しているキャッシングで、すぐにお金が戻ってくるわけではありません。払いすぎていた金利分はまづ元金に充当され（概ね5年）、元金がゼロになってから過払いとなります。

②過払い金返還請求は、破産の場合と違つて、借金の原因がギャンブルや浪費であつても可能です。

③ショッピングで使つた力

ードローンは、割賦契約であるため、過払い金の対象外となります。

④すでに借金を完済しても過払い金の返還を求めることができます。しかし、こうした請求の時効は10年。これを過ぎると手続きが面倒になります。

過払い金とは本来支払う必要のない金利。心当たりのある方は相談されてはいかがでしょうか？

借金整理、悩まず相談を!

債務整理 離婚 相続 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

クレサラ 無料相談 ☎ 079-561-2050 tajima_to-ki@nifty.com
三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)